

沼津市地域防災計画

令和7年度修正（令和8年3月版）

新旧対照表

令和8年3月

沼津市防災会議

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

旧計画の頁	旧	新	
共通-1	<p>【共通対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、沼津市の地域にかかる災害対策に関し定める計画であり、住民等の生命、身体、及び財産を災害から保護し、日常生活の安全を確保するため、各種の災害対策について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p>【共通対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、沼津市の地域にかかる災害対策に関し定める計画であり、住民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、日常生活の安全を確保するため、各種の災害対策について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	表現の適正化
共通-2	<p>6 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>6 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u></p> <p><u>① 被災者への生活支援情報の提供</u></p> <p><u>② 専用電話を備えた相談窓口の開設</u></p> <p><u>③ 特別行政相談所の開設</u></p>	指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号
共通-3	<p><u>(3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 農林水産省関東農政局</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</u></p> <p><u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u></p>	<p><u>(4) 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 厚生労働省東海北陸厚生局</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 農林水産省関東農政局</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</u></p> <p><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u></p> <p><u>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u></p> <p><u>② 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u></p> <p><u>③ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u></p>	農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正 (県地域防災計画の修正に伴う修正)

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-4</p>	<p>(8) 国土地理院中部地方測量部 (略)</p> <p>(9) 林野庁関東森林管理局 (略)</p> <p>(10) 経済産業省関東経済産業局 (略)</p> <p>(11) 経済産業省関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>(12) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所） (略)</p> <p>② 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>③ 応急・復旧 (略) オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p> <p>(9) 国土地理院中部地方測量部 (略)</p> <p>(10) 林野庁関東森林管理局 (略)</p> <p>(11) 経済産業省関東経済産業局 (略)</p> <p>(12) 経済産業省関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>(13) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所） (略)</p> <p>② 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u>、道路啓開を実施する。</p> <p>③ 応急・復旧 (略) オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p> <p>(略)</p>	<p>道路啓開計画の策定主体を記載（道路法第二十二條の三）（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>災害対策用派遣機械の運用を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-5</p>	<p>(13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） (略)</p> <p>(14) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） (略)</p> <p>(15) 海上保安庁第三管区海上保安本部 ② 災害応急対策 (略) シ <u>巡視船艇</u>による主要港湾等の被害調査</p> <p>(略)</p>	<p>(14) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） (略)</p> <p>(15) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） (略)</p> <p>(16) 海上保安庁第三管区海上保安本部 ② 災害応急対策 (略) シ <u>船艇</u>による主要港湾等の被害調査</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-6</p>	<p>(16) 環境省関東地方環境事務所 (略)</p> <p>(17) 環境省中部地方環境事務所 (略)</p> <p>(18) 防衛省南関東防衛局 (略)</p>	<p>(17) 環境省関東地方環境事務所 (略)</p> <p>(18) 環境省中部地方環境事務所 (略)</p> <p>(19) 防衛省南関東防衛局 (略)</p>	

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

共通-7	<p>7 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便株式会社東海支社 (略)</p> <p>② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、<u>平常時</u>においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>西日本電信電話株式会社</u>、株式会社N T T ドコモ東海支社 (略)</p> <p>③ 気象警報の伝達 (<u>西日本電信電話株式会社</u>) (略)</p> <p>⑥ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、<u>災害用音声お届けサービス</u>の提供 (略)</p>	<p>7 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便株式会社東海支社 (略)</p> <p>② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、<u>平時</u>においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>N T T 西日本株式会社</u>、株式会社N T T ドコモ東海支社 (略)</p> <p>③ 気象警報の伝達 (<u>N T T 西日本株式会社</u>) (略)</p> <p>⑥ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板の提供 (略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>社名変更による修正</p> <p>サービス終了に伴う修正</p>
共通-9	<p>第3節 地域の自然的条件</p> <p>(略)</p> <p>3 気象</p> <p>気候は極めて温暖であるが、気象の変化は激しく、異常気象も現われやすい。降雨量は <u>2,115.0 mm</u>程度で、平均風速は <u>3.3m/秒</u>程度である。（沼津南消防署における令和<u>6</u>年1～12月の観測値）</p>	<p>第3節 地域の自然的条件</p> <p>(略)</p> <p>3 気象</p> <p>気候は極めて温暖であるが、気象の変化は激しく、異常気象も現われやすい。降雨量は <u>1,276.5 mm</u>程度で、平均風速は <u>3.4m/秒</u>程度である。（沼津南消防署における令和<u>7</u>年1～12月の観測値）</p>	<p>時点修正</p>
共通-11	<p>第4節 予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>4 土砂災害</p> <p>市内では、土砂災害警戒区域が 380 箇所、土砂災害特別警戒区域が 311 箇所（いずれも令和7年3月31日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。なお、土砂災害防止法改正に伴い、本計画に定めることとされた事項については、資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」による。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>4 土砂災害</p> <p>市内では、土砂災害警戒区域が 380 箇所、土砂災害特別警戒区域が 311 箇所（いずれも令和<u>8</u>年3月31日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。なお、土砂災害防止法改正に伴い、本計画に定めることとされた事項については、資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」による。</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>
共通-13	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に<u>加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備</u>について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

	<p>を推進するものとする。</p> <p>また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。</p> <p>第2節 通信施設等整備改良計画</p> <p>災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進する<u>とともに、国及び県と連携し、地域防災力の向上に努める</u>ものとする。</p> <p>また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。</p> <p>第2節 通信施設等整備改良計画</p> <p>災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>の修正に伴う修正)</p>
<p>共通-14</p>	<p>5 被災者等への情報伝達手段の整備</p> <p>市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>市は、災害時に孤立が予想される地域について、<u>衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるような必要な体制の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>5 被災者等への情報伝達手段の整備</p> <p>市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>市は、災害時に孤立が予想される地域について、<u>地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正)</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正)</p>
<p>共通-15</p>	<p>第3節 防災知識の普及計画</p> <p>1 普及方法</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>市ホームページ</u>、県アプリ「静岡県防災」による普及</p> <p>市民等に対し、<u>沼津市ホームページ</u>や静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 防災知識の普及計画</p> <p>1 普及方法</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>沼津市防災ポータルサイト</u>、県アプリ「静岡県防災」による普及</p> <p>市民等に対し、<u>沼津市防災ポータルサイト</u>や静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>情報発信ツールの追加</p>
<p>共通-17</p>	<p>3 市の実施事項</p> <p>(1) 職員等に対する教育</p> <p>職員として、行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。また、教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 市の実施事項</p> <p>(1) 職員等に対する教育</p> <p>職員として、行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。また、教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正)</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-18</p>	<p>① 小学校 <u>新学習指導要領、理科「B生命・地球 第4学年(3)雨水の行方と地面の様子、第5学年(3)流れる水の働きと土地の変化、(4)天気の変化、第6学年(4)土地のつくりと変化」</u>において、日常生活と自然災害との関連性の理解を深め、災害に対して適切に対応できる児童を育てる。 社会科では「<u>自然災害から人々を守る活動</u>」において、県内で発生した自然災害を取り上げ、国土の自然条件などとの関連や、国・県・市などが取り組んでいるさまざまな対策を理解させる。</p> <p>② 中学校 <u>新学習指導要領、理科「第2分野 (2)大地の成り立ちと変化 (ウ)火山と地震、(エ)自然の恵みと火山災害・地震災害」</u>において、地震に伴う土地の変化、揺れの大きさや伝わり方の規則性、火山活動や地震発生の原因と地球内部の働きとの関連を理解させる。また、「<u>(4)気象とその変化 (エ)自然の恵みと気象災害</u>」において、天気の変化や日本の気象との関連性を理解させる。 社会科では「<u>地理的分野 C日本の様々な地域</u>」の中の「<u>日本の地域的特色と地域区分</u>」において、自然災害と防災への取り組みなどを基に、日本の自然環境の特色や、<u>また、「(7)自然と人間」</u>において、地域の自然災害を総合的に調べ、理解させる。</p> <p>(略)</p> <p>(5) その他の団体 (略)</p> <p>⑩ 電力会社による普及 (<u>東京電力</u>) (略)</p>	<p>① 小学校 理科において、日常生活と自然災害との関連性の理解を深め、災害に対して適切に対応できる児童を育てる。 社会科では、県内で発生した自然災害を取り上げ、国土の自然条件などとの関連や、国・県・市などが取り組んでいるさまざまな対策を理解させる。</p> <p>② 中学校 理科において、地震に伴う土地の変化、揺れの大きさや伝わり方の規則性、火山活動や地震発生の原因と地球内部の働きとの関連を理解させる。また、天気の変化や日本の気象との関連性を理解させる。 社会科では、自然災害と防災への取り組みなどを基に、日本の自然環境の特色や、地域の自然災害を総合的に調べ、理解させる。</p> <p>(略)</p> <p>(5) その他の団体 (略)</p> <p>⑩ 電力会社による普及 (<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>) (略)</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>共通-20</p>	<p><u>(9) 防災上重要な施設の管理者に対する教育</u> <u>危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場などの不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての知識の普及に努める。</u></p> <p><u>10) 災害の伝承</u> 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9) 災害の伝承</u> 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>社名変更による修正</p> <p>県の実施事項のため削除</p>
<p>共通-21</p>	<p>第4節 住民の避難体制 (略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p>	<p>第4節 住民の避難体制 (略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p>	

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-22</p>	<p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>① 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>④ 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>① 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>④ 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は、感染症対策について、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
--------------	---	--	--

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-25</p>	<p>第5節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>1 総合防災訓練の実施</p> <p>災害が発生した場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るためには、平常時からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。災害対策基本法の主旨に基づき、総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されていることから、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、おおむね次の事項を重点におき、市は、総合防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>1 総合防災訓練の実施</p> <p>災害が発生した場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るためには、平時からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。災害対策基本法の主旨に基づき、総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されていることから、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、おおむね次の事項を重点におき、市は、総合防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-26</p>	<p>第6節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <p>(略)</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>① 平常時の活動</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <p>(略)</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>① 平時の活動</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-27</p>	<p>4 市民の果たすべき役割</p> <p>地震・津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自らの安全は自らの手で守る意識をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。</p> <p>(1) 平常時から実施する事項</p> <p>(略)</p>	<p>4 市民の果たすべき役割</p> <p>地震・津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自らの安全は自らの手で守る意識をもち、平時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。</p> <p>(1) 平時から実施する事項</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-28</p>	<p>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項</p> <p>平常時の準備を生かし自主防災組織を中心として、おおむね次の事項が実施できるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>① 防災知識の学習</p> <p>正しい防災知識を一人一人が持つように講演会、研究会、防災訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、地震の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心</p>	<p>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項</p> <p>平時の準備を生かし自主防災組織を中心として、おおむね次の事項が実施できるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>① 防災知識の学習</p> <p>正しい防災知識を一人一人が持つように講演会、研究会、防災訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、地震の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-31</p>	<p>得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。</p> <p>(略)</p> <p>6 市の指導及び助成</p> <p>(1) 自主防災組織の設置</p> <p>(略)</p> <p>③ 自主防災組織と任務分担</p> <p>組織がその機能を十分発揮するため実施すべき業務をあらかじめ定め、各自が平常時及び災害時に分担する任務を明確にしておくものとする。特に夜間、昼間を考慮し、実態に即した任務分担を明確にしておく。</p> <p>なお、組織の一般的な形態としては、資料編「自主防災組織と任務分担」による。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 組織活動の促進</p> <p>(略)</p>	<p>自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。</p> <p>(略)</p> <p>6 市の指導及び助成</p> <p>(1) 自主防災組織の設置</p> <p>(略)</p> <p>③ 自主防災組織と任務分担</p> <p>組織がその機能を十分発揮するため実施すべき業務をあらかじめ定め、各自が平時及び災害時に分担する任務を明確にしておくものとする。特に夜間、昼間を考慮し、実態に即した任務分担を明確にしておく。</p> <p>なお、組織の一般的な形態としては、資料編「自主防災組織と任務分担」による。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 組織活動の促進</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-32</p>	<p>② 避難地の職員配備</p> <p>ア 避難地には、それぞれ職員を配備し、災害時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における活動のほか、平常時から防災指導員とともに地域住民との交流に努める。</p> <p>(略)</p> <p>③ 避難地等配備職員の平常時の活動</p> <p>(略)</p> <p>(5) コミュニティ防災センターの活用</p> <p>① 平常時は、各種の防災訓練及び防災知識の普及をはじめとする自主防災組織の平常時活動の拠点として活用する。</p> <p>(略)</p> <p>6 市の指導及び助成</p> <p>(略)</p> <p>(7) 防災情報アプリケーションの活用</p> <p>市は、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」や「沼津市公式防災アプリ」等を活用し、地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱い指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織に加わり、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。</p> <p>消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>② 避難地の職員配備</p> <p>ア 避難地には、それぞれ職員を配備し、災害時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における活動のほか、平時から防災指導員とともに地域住民との交流に努める。</p> <p>(略)</p> <p>③ 避難地等配備職員の平時の活動</p> <p>(略)</p> <p>(5) コミュニティ防災センターの活用</p> <p>① 平時は、各種の防災訓練及び防災知識の普及をはじめとする自主防災組織の平時活動の拠点として活用する。</p> <p>(略)</p> <p>6 市の指導及び助成</p> <p>(略)</p> <p>(7) 防災情報アプリケーション等の活用</p> <p>市は、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」や「沼津市公式防災アプリ」、「沼津市防災ポータルサイト」等を活用し、地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱い指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織に加わり、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。</p> <p>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>情報発信ツールの追加</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-33</p>	<p>第7節 事業所等の防災活動</p> <p>1 事業所等における平常時からの防災活動の概要</p> <p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。</p> <p>平常時からの防災活動の概要</p> <p>（略）</p>	<p>第7節 事業所等の防災活動</p> <p>1 事業所等における平時からの防災活動の概要</p> <p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平時から次の事項について努めなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。</p> <p>平時からの防災活動の概要</p> <p>（略）</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-34</p>	<p>第9節 ボランティア活動に関する計画</p> <p>市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等の NPO 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。</p> <p>1 ボランティア活動の支援</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 市は、社会福祉協議会等と協力して、発災時に備え、地域のボランティア団体の自主性を尊重したうえで支援し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。</p> <p>(2) 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターとの連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 社会福祉協議会は、市と協議の上、センターを設置する必要があると判断したときは、災害ボランティアセンターをぬまづ健康福祉プラザ内に設置するものとする。なお、当該施設が著しく被害を受けたこと等により使用が困難な場合は、市と社会福祉協議会の協議の上、市が設置場所を確保するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>（略）</p> <p>第10節 要配慮者支援計画</p> <p>（略）</p> <p>(1) 要配慮者支援体制</p>	<p>第9節 ボランティア活動に関する計画</p> <p>市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等の NPO 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。</p> <p>1 ボランティア活動の支援</p> <p>(1) 市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 市は、社会福祉協議会等と協力して、発災時に備え、地域のボランティア団体の自主性を尊重したうえで支援し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。</p> <p>(3) 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターとの連携に努めるものとする。</p> <p>(4) 社会福祉協議会は、市と協議の上、センターを設置する必要があると判断したときは、災害ボランティアセンターをぬまづ健康福祉プラザ内に設置するものとする。なお、当該施設が著しく被害を受けたこと等により使用が困難な場合は、市と社会福祉協議会の協議の上、市が設置場所を確保するものとする。</p> <p>(5) 市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 要配慮者支援計画</p> <p>（略）</p> <p>(1) 要配慮者支援体制</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-35</p>	<p>(1) 要配慮者支援体制</p>	<p>(1) 要配慮者支援体制</p>	

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-36</p>	<p>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、自主防災組織、地域の防災関係機関及び<u>平常時</u>から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有に努め、<u>避難支援計画の策定</u>等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>④ 名簿の提供</p> <p>(略)</p> <p>同意者名簿は、<u>平常時</u>から避難支援関係者に加え市及び地域で定めた者に提供する。名簿共有者は適正な管理と守秘義務に努める。</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 個別避難計画の作成</p> <p>(略)</p>	<p>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、自主防災組織、地域の防災関係機関及び<u>平時</u>から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有に努め、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>④ 名簿の提供</p> <p>(略)</p> <p>同意者名簿は、<u>平時</u>から避難支援関係者に加え市及び地域で定めた者に提供する。名簿共有者は適正な管理と守秘義務に努める。</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 個別避難計画の作成</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-37</p>	<p>(略)</p> <p><u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-38</p>	<p>第12節 応急住宅・災害廃棄物処理</p> <p>2 災害廃棄物処理</p> <p>(略)</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑<u>かつ</u>迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>あり</u>方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第13節 物資及び資機材の備蓄計画</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、<u>平常時</u>から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 応急住宅・災害廃棄物処理</p> <p>2 災害廃棄物処理</p> <p>(略)</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ</u>円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>在</u>り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p><u>市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>第13節 物資及び資機材の備蓄計画</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、<u>平時</u>から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

共通-39	第15節 重要施設・ライフライン機能確保等に関する計画		第15節 重要施設・ライフライン機能確保等に関する計画		能登半島地震を踏まえた修正
	実施主体	内容	実施主体	内容	
	市	(略) <u>(新設)</u>	市	(略) <u>・市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水の災害用井戸・湧水としての活用を促進するなど、代替水源の確保をしようとする自主防災を支援することとする。</u>	表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	重要施設の管理者	・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い <u>平常時</u> から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 (略)	重要施設の管理者	・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い <u>平時</u> から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 (略)	
共通-40	ライフライン事業者	(略) ・下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 (略)	ライフライン事業者	(略) ・ <u>水道事業者及び</u> 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における <u>上下水道</u> 施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても <u>上下水道</u> の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 <u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ決めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u> (略)	能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	第16節 被災者生活再建支援に関する計画		第16節 被災者生活再建支援に関する計画		
	区分	内容	区分	内容	能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	人材育成	(略) ・研修を受講した担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。	人材育成	(略) ・研修を受講した担当者名簿への登録、他の都道府県や <u>土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の</u> 民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。	
	実施体制の整備	市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練 イ <u>応援協定の締結</u>	実施体制の整備	市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練 イ <u>他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との</u> 応援協定の締結	能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

共通-41	ウ 応援の受入れ体制の構築	ウ 応援の受入れ体制の構築	能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	システム の活用 (略)	システム の活用 (略)	
	市は、 <u>住家被害の調査及び罹災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムを活用する。</u>	市は、 <u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u>	能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	第18節 複合災害対策及び連続災害対策	第18節 複合災害対策	防災基本計画の記載に合わせた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・ 連続災害 （同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が 複雑化 することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。 (略)	市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が 複合化 することにより、被害が深刻化し、災害 応急 対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。 (略)	防災基本計画の記載に合わせた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、 平常時 及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 <u>(新設)</u>	市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、 平時 及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 第20節 孤立予想集落対策	表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	第20節 災害に強いまちづくり	<u>県は、市と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、通信手段の整備状況、ヘリコプターの離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を調査し、これらの結果を「孤立予想集落台帳」として整備する。また、同台帳を毎年更新し、自衛隊等の関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的実施する。</u>	県実施施策等の反映（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	(略)	第21節 災害に強いまちづくり	表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	市は、 平常時 から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 <u>(新設)</u>	市は、 平時 から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 <u>市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u>	災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	(略)	(略)	表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、 平常時 から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。 (略)	市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、 平時 から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。 (略)	表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）
	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画	
	第1節 総則	第1節 総則	
	(略)	(略)	

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

共通-43	<p>2 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>相互協力</td> <td>(略) ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定について、さらなる実効性の確保に努める。 (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	相互協力	(略) ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定について、さらなる実効性の確保に努める。 (略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>2 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>相互協力</td> <td>(略) ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u>廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定について、さらなる実効性の確保に努める。 (略)</td> </tr> <tr> <td><u>活動体制</u></td> <td><u>市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	相互協力	(略) ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、 <u>災害</u> 廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定について、さらなる実効性の確保に努める。 (略)	<u>活動体制</u>	<u>市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>	能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
相互協力	(略) ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定について、さらなる実効性の確保に努める。 (略)																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
相互協力	(略) ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、 <u>災害</u> 廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定について、さらなる実効性の確保に努める。 (略)																		
<u>活動体制</u>	<u>市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>																		
共通-47	<p>(略)</p> <p>第2節 組織計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時の配備体制とその基準</p> <p>(略)</p> <p>(3) 配備の基本</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 次の職員は、配備の対象から除外する。</p> <p>ア <u>平常時</u>における病弱者、身体不自由者等で災害応急活動を実施することが困難であると市長が認めた者</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応援・受援計画</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 市職員の動員</p> <p>職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応でき得る体制を整備するため、各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとする。また、市は、職員が現地において<u>自活</u>できるよう<u>な</u>資機材や装備品等<u>を携帯させるよう留意する</u>ものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 組織計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時の配備体制とその基準</p> <p>(略)</p> <p>(3) 配備の基本</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 次の職員は、配備の対象から除外する。</p> <p>ア <u>平時</u>における病弱者、身体不自由者等で災害応急活動を実施することが困難であると市長が認めた者</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応援・受援計画</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 市職員の動員</p> <p>職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応でき得る体制を整備するため、各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとする。また、市は、職員が現地において<u>円滑に活動</u>できるよう、<u>資機材や装備品等の整備に努める</u>ものとする。</p> <p>(略)</p>	表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）																
共通-48	<p>(9) 知事等に対する応援要請等</p> <p>市は、災害応急対策を実施するため 必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>① 応援を必要とする理由</p>	<p>(9) 知事等に対する応援要請等</p> <p>① 市は、災害応急対策を実施するため 必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p>	能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）																

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-49</p>	<p>② 応援を必要とする人員、資機材等 ③ 応援を必要とする場所 ④ 応援を必要とする期間 ⑤ その他応援に関し必要な事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(12) 関係機関等への協力要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、前各号の動員のみでは不足する場合には、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請することができる。災害対策基本法第 30 条の規定に基づき知事に対し、地方自治法による職員の派遣についてもあつせんを求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 通信情報計画</p> <p>(略)</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害広報計画</p>	<p>イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p> <p><u>② 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p><u>③ 市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(12) 関係機関等への協力要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、前各号の動員のみでは不足する場合には、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請することができる。災害対策基本法第 30 条の規定に基づき知事に対し、地方自治法による職員の派遣についてもあつせんを求めることができる。<u>前述の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前述の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 通信情報計画</p> <p>(略)</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>新</u>総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。<u>市及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害広報計画</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
--------------	---	---	---

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-54</p>	<p>(略)</p> <p>1 市</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報実施方法</p> <p>① 同報無線、市用防災行政無線（戸別受信機を含む。）、コミュニティFM、広報車、インターネット（<u>市の公式ホームページ、X</u>）等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) インターネット（<u>市の公式ホームページ、X</u>） 主として市域内の情報、指示、指導等、ふじのくに防災情報システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 市</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報実施方法</p> <p>① 同報無線、市用防災行政無線（戸別受信機を含む。）、コミュニティFM、広報車、インターネット（<u>沼津市防災ポータルサイト、X、LINEをはじめとしたSNS</u>）等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) インターネット（<u>沼津市防災ポータルサイト、X、LINEをはじめとしたSNS</u>） 主として市域内の情報、指示、指導等、ふじのくに防災情報システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等</p> <p>(略)</p>	<p>情報発信ツールの追加</p> <p>情報発信ツールの追加</p>
<p>共通-55</p>	<p>第6節 災害救助計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法事務</p> <p>(1) 災害に際し、市における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>① 遺体の<u>処理</u> 災害の際遺族が混乱のため、死亡した者についての一時保存、消毒、洗浄等の処置ができない場合、実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 災害救助計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法事務</p> <p>(1) 災害に際し、市における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>① 遺体の<u>措置</u> 災害の際遺族が混乱のため、死亡した者についての一時保存、消毒、洗浄等の処置ができない場合、実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>共通-56</p>	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p><u>※令和8年出水期から、新たな防災気象情報の運用開始が予定されているため、今後の気象庁の発表に留意する。</u></p>	<p>国実施施策の反映</p>

共通-59

② 実施者
ア 緊急安全確保、避難指示
(7) 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、**平常時**から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(略)

4 避難所の開設・運営等
(略)

共通-63 市は、避難所ごとにあらかじめ定められた運営体制等に沿って、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難施設の管理者等の協力を得て必要最小限の避難生活を確保するため

国土交通省

新しい防災気象情報（令和8年出水期から運用開始予定）

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 <small>1級河川など 大河川の氾濫</small>	大雨 <small>各地の強水や 大河川以外の氾濫</small>	土砂災害 <small>急傾斜地の崩壊や 土石流</small>	高潮 <small>海水面上昇や 波の打上げによる浸水</small>	(警戒レベルごとに) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所からかならず退避1>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員退避
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意報				災害への心構えを高める

2

② 実施者
ア 緊急安全確保、避難指示
(7) 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、**平時**から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(略)

4 避難所の開設・運営等
(略)

市は、避難所ごとにあらかじめ定められた運営体制等に沿って、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難施設の管理者等の協力を得て必要最小限の避難生活を確保するため

表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

	<p>に必要な措置を講ずる。また、避難所の運営にあたっては、避難所ごとに<u>予め</u>定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p>	<p>に必要な措置を講ずる。また、避難所の運営にあたっては、避難所ごとに<u>あらかじめ</u>定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
共通-64	<p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>(略)</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>オ 避難所開設当初からパーティション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>カ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(略)</p> <p>ス 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p>	<p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>(略)</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>オ 避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>カ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及び<u>快適な</u>トイレ設置、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置</u>の状況等の把握</p> <p>(略)</p> <p>ス 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ<u>の人</u>、乳幼児、<u>外国人</u>等の要配慮者への配慮</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
共通-65	<p>(略)</p> <p>タ <u>女性専用</u>の物干し場、更衣室、授乳室の設置や<u>生理用品、女性用下着</u>の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備</u>や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、<u>女性や子育て家庭のニーズへの配慮</u></p> <p>チ 避難所における女性や<u>子供</u>等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や<u>子供</u>等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>タ <u>男女別</u>の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、<u>女性用品</u>の女性による配布、<u>各活動班への男女両方の配置</u>、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保<u>キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮</u></p> <p>チ 避難所における<u>人権と安全を守るため</u>、女性や<u>こども</u>等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や<u>こども</u>等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>性別に偏らない組織づくりに向けた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
共通-66	<p>5 市長の要請事項</p> <p>(1) 市長の要請事項</p> <p>(略)</p>		

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-67</p>	<p>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(移設)</u></p> <p>6 物資の備蓄、調達、供給関係</p> <p><u>市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備を備えるよう努めることとする。これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-67</p>	<p>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の</u>物資についてあらかじめ<u>備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の<u>確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(5(1)から移設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ<u>備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。</u></p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保する。</p> <p>市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>市は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>県の状況を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-68</p>	<p><u>(5(1)から移設)</u></p> <p>6 避難行動要支援者への支援 (略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> <p>① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</p> <p>ア 安否確認・避難誘導</p> <p>市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、<u>避難支援計画</u>等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部署と福祉担当部署の連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>さらに市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な意見、保護に努める。</p>	<p><u>とする。</u></p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>7 避難行動要支援者への支援 (略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> <p>① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</p> <p>ア 安否確認・避難誘導</p> <p>市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、<u>個別避難計画</u>等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部署と福祉担当部署の連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>さらに市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な意見、保護に努める。</p>	<p>の修正に伴う修正)</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正)</p>
<p>共通-69</p>	<p>7 避難所外避難者の把握 (略)</p> <p>8 広域避難、広域一時滞在 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所で発生した原子力災害に関する広域避難については、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（県作成）に定めていることから、市は同計画を踏まえ、具体的な避難や受入の方法を定め、市の安全が確保され、県から要請があった場合は、UPZ内の避難住民を一時受け入れるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画 (略)</p> <p>2 災害救助法に基づく実施基準 (略)</p> <p>(2) 対象品目</p>	<p>8 避難所外避難者の把握 (略)</p> <p>9 広域避難、広域一時滞在 (略)</p> <p><u>(6) 市は、広域一時滞りの受入市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>(7) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所で発生した原子力災害に関する広域避難については、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（県作成）に定めていることから、市は同計画を踏まえ、具体的な避難や受入の方法を定め、市の安全が確保され、県から要請があった場合は、UPZ内の避難住民を一時受け入れるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画 (略)</p> <p>2 災害救助法に基づく実施基準 (略)</p> <p>(2) 対象品目</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正)</p>
<p>共通-73</p>	<p>② 外衣 洋服、婦人服、<u>子供服</u>等</p> <p>(略)</p>	<p>② 外衣 洋服、婦人服、<u>こども服</u>等</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正)</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-74</p>	<p>第11節 給水計画</p> <p>この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることが出来ない者に対し、必要最小限度の飲料水の供給を確保することを目的とする。</p> <p>1 実施主体と実施内容</p> <p>(1) 市</p> <p>(略)</p> <p>③ 応急給水対策</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 給水計画</p> <p>この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることが出来ない者に対し、必要最小限度の飲料に<u>適する水を供給するために県、市、水道事業者、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。</u></p> <p>1 実施主体と実施内容</p> <p>(1) 市</p> <p>(略)</p> <p>③ 応急給水対策</p> <p>(略)</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>																																																																																																												
<p>共通-75</p>	<p>イ 原水の確保</p> <p>応急給水に用いる水は水道水とし、配水池等に貯溜された浄水を取水する。</p> <p>また、井戸、貯水槽、プール等の水を<u>ろ水機</u>で浄化し使用する。この場合は自主防災組織が中心となり活動を行う。資料編「上水道施設一覧表」「耐震貯水槽設置場所一覧表」「<u>ろ水機</u>配置先一覧表」による。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 期間と水量</p> <p>(略)</p> <p>給水器具別給水能力</p> <table border="1" data-bbox="243 1018 1368 1570"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>台数及び個数</th> <th>容量 (ℓ)</th> <th>往復数</th> <th>合計 (m³)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">移動給水車</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>6</td> <td>24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2,000</td> <td>7</td> <td>28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>3,000</td> <td>7</td> <td>21</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水タンク</td> <td>26 アルミ製</td> <td>1,000</td> <td>6</td> <td>156</td> <td><u>運搬車配車一覧表</u></td> </tr> <tr> <td>1 〃</td> <td>1,500</td> <td>6</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車載用給水容器</td> <td>1 ビニール製</td> <td>1,000</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>595</td> <td>20</td> <td>59</td> <td><u>避難地に配備されており、自主防災組織が中心となり活用する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>ろ水器</u></td> <td><u>46</u></td> <td><u>2,000</u></td> <td><u>12時間/日</u></td> <td><u>1,104</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ろ水器</u></td> <td><u>38</u></td> <td>1,500</td> <td></td> <td><u>684</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>2,091</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	種 別	台数及び個数	容量 (ℓ)	往復数	合計 (m ³)		移動給水車	1	4,000	6	24		2	2,000	7	28		1	3,000	7	21		給水タンク	26 アルミ製	1,000	6	156	<u>運搬車配車一覧表</u>	1 〃	1,500	6	9		車載用給水容器	1 ビニール製	1,000	6	6		ポリタンク	595	20	59	<u>避難地に配備されており、自主防災組織が中心となり活用する。</u>	<u>ろ水器</u>	<u>46</u>	<u>2,000</u>	<u>12時間/日</u>	<u>1,104</u>		<u>ろ水器</u>	<u>38</u>	1,500		<u>684</u>		合 計				<u>2,091</u>		<p>イ 原水の確保</p> <p>応急給水に用いる水は水道水とし、配水池等に貯溜された浄水を取水する。</p> <p>また、井戸、貯水槽、プール等の水を<u>ろ水器</u>で浄化し使用する。この場合は自主防災組織が中心となり活動を行う。資料編「上水道施設一覧表」「耐震貯水槽設置場所一覧表」「<u>ろ水器</u>配置先一覧表」による。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 期間と水量</p> <p>(略)</p> <p>給水器具別給水能力</p> <table border="1" data-bbox="1391 1018 2516 1476"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>台数及び個数</th> <th>容量 (ℓ)</th> <th>往復数</th> <th>合計 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">移動給水車</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>6</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2,000</td> <td>7</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>3,000</td> <td>7</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水タンク</td> <td>26 アルミ製</td> <td>1,000</td> <td>6</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>1 〃</td> <td>1,500</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車載用給水容器</td> <td>1 ビニール製</td> <td>1,000</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>595</td> <td>20</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td><u>ろ水器 ※</u></td> <td><u>73</u></td> <td>1,500</td> <td></td> <td><u>1,314</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>1,617</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※避難地に配備されており、自主防災組織が中心となり活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 水道事業者</u></p> <p><u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p>	種 別	台数及び個数	容量 (ℓ)	往復数	合計 (m ³)	移動給水車	1	4,000	6	24	2	2,000	7	28	1	3,000	7	21	給水タンク	26 アルミ製	1,000	6	156	1 〃	1,500	6	9	車載用給水容器	1 ビニール製	1,000	6	6	ポリタンク	595	20	59	<u>ろ水器 ※</u>	<u>73</u>	1,500		<u>1,314</u>	合 計				<u>1,617</u>	<p>表記の適正化</p> <p>時点修正</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
種 別	台数及び個数	容量 (ℓ)	往復数	合計 (m ³)																																																																																																											
移動給水車	1	4,000	6	24																																																																																																											
	2	2,000	7	28																																																																																																											
	1	3,000	7	21																																																																																																											
給水タンク	26 アルミ製	1,000	6	156	<u>運搬車配車一覧表</u>																																																																																																										
	1 〃	1,500	6	9																																																																																																											
車載用給水容器	1 ビニール製	1,000	6	6																																																																																																											
	ポリタンク	595	20	59	<u>避難地に配備されており、自主防災組織が中心となり活用する。</u>																																																																																																										
<u>ろ水器</u>	<u>46</u>	<u>2,000</u>	<u>12時間/日</u>	<u>1,104</u>																																																																																																											
<u>ろ水器</u>	<u>38</u>	1,500		<u>684</u>																																																																																																											
合 計				<u>2,091</u>																																																																																																											
種 別	台数及び個数	容量 (ℓ)	往復数	合計 (m ³)																																																																																																											
移動給水車	1	4,000	6	24																																																																																																											
	2	2,000	7	28																																																																																																											
	1	3,000	7	21																																																																																																											
給水タンク	26 アルミ製	1,000	6	156																																																																																																											
	1 〃	1,500	6	9																																																																																																											
車載用給水容器	1 ビニール製	1,000	6	6																																																																																																											
	ポリタンク	595	20	59																																																																																																											
<u>ろ水器 ※</u>	<u>73</u>	1,500		<u>1,314</u>																																																																																																											
合 計				<u>1,617</u>																																																																																																											
<p>共通-76</p>	<p>(2) 県</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 県</p> <p>(略)</p>																																																																																																													

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-82</p>	<p>(3) 市民及び自主防災組織 (略) 第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略) 8 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。 (略) 第13節 医療助産計画 (略)</p>	<p>(4) 市民及び自主防災組織 (略) 第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略) 8 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。 (略) 第13節 医療助産計画 (略)</p>	<p>表現の適正化表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-86</p>	<p>6 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。 (略) 第15節 清掃計画及び災害廃棄物処理計画 (略)</p>	<p>6 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。 (略) 第15節 清掃計画及び災害廃棄物処理計画 (略)</p>	<p>表現の適正化表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-92</p>	<p>6 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。 (略) 第16節 遺体の捜索及び措置埋葬計画 (略) 1 基本方針 (1) 市は、県が作成した「遺体処理計画策定の手引」に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。 (略) (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。 (略)</p>	<p>6 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。 (略) 第16節 遺体の捜索及び措置埋葬計画 (略) 1 基本方針 (1) 市は、県が作成した「遺体処理計画策定の手引」に基づいて遺体措置計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。 (略) (3) 県は、市の遺体措置計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。 (略)</p>	<p>表現の適正化表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-93</p>	<p>2 実施主体と実施内容 (略) (2) 市 (略) ⑥ 県への要請</p>	<p>2 実施主体と実施内容 (略) (2) 市 (略) ⑥ 県への要請</p>	<p>表現の適正化 （「遺体処理計画策定の手引」については、令和8年度に名称変更予定）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

	<p>市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。</p> <p><u>ア</u> 搜索、措置、火葬に必要な職員数 <u>イ</u> 搜索が必要な地域 <u>ウ</u> 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 <u>エ</u> 必要な輸送車両の台数 <u>オ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 <u>カ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数</p> <p>(略)</p> <p>3 非常災害時における特例</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、<u>平常時</u>の規制の特例措置が講じられる。</p> <p>第19節 輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急輸送体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(5) 輸送の調整等</p> <p>(略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1) 陸上交通確保の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>② 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。</p> <p>(略)</p> <p>④ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、<u>路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）</u>等必要な措置を行う。</p> <p>(4) 災害時における通行の禁止又は制限</p> <p>(略)</p> <p>② 災害時における交通の規制等</p> <p>(略)</p>	<p>市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ<u>あつせん</u>を要請する。</p> <p><u>ア</u> <u>必要な医師数</u> <u>イ</u> 搜索、措置、火葬に必要な職員数 <u>ウ</u> 搜索が必要な地域 <u>エ</u> 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 <u>オ</u> 必要な輸送車両の台数 <u>カ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 <u>キ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数</p> <p>(略)</p> <p>3 非常災害時における特例</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、<u>平時</u>の規制の特例措置が講じられる。</p> <p>第19節 輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急輸送体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>緊急</u>輸送の調整等</p> <p>(略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1) 陸上交通確保の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>② 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。</p> <p>(略)</p> <p>④ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、<u>道路啓開</u>等必要な措置を行う。</p> <p>(4) 災害時における通行の禁止又は制限</p> <p>(略)</p> <p>② 災害時における交通の規制等</p> <p>(略)</p>	<p>他の記載を踏まえた修正 （県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化表現の適正化 （県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
共通-94			
共通-99			表記修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
共通-100			体裁（頭出し位置）の修正（「この場合、」～）
共通-101			防災基本計画修正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-102</p>	<p>ア 緊急通行車両確認申請 <u>緊急通行車両確認申請に必要な事項を記入のうえ、県又は公安委員会に申請</u>する。</p> <p>イ 緊急通行車両確認証明書及び<u>証票</u>の交付 (ア) 災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両については、「緊急通行車両」として、<u>知事</u>、公安委員会（警察署）が「緊急通行車両確認証明書」及び<u>標章</u>を交付する。 (イ) 交付を受けた<u>証明書</u>は、当該車両の運行期間中、運行責任者が常に携帯するものとする。 (ウ) 交付を受けた<u>証票</u>は、当該車両の運転席反対面の見やすい箇所に掲示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 消防計画</p>	<p>ア 緊急通行車両確認<u>申出</u> <u>市長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して申出（「緊急通行車両確認申出書」）</u>をする。</p> <p>イ 緊急通行車両確認証明書及び<u>緊急標章</u>の交付 (ア) 災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両については、「緊急通行車両」として、公安委員会（警察署）が「緊急通行車両確認証明書」及び<u>緊急標章</u>を交付する。 (イ) 交付を受けた<u>「緊急通行車両確認証明書」</u>は、当該車両の運行期間中、運行責任者が常に携帯するものとする。 (ウ) 交付を受けた<u>「緊急標章」</u>は、当該車両の運転席反対面の見やすい箇所に掲示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 消防計画</p>	<p>災害対策基本法施行令等の一部改正による修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>県地域防災計画の表記・運用にならった修正</p> <p>県地域防災計画の表記にならった修正</p>
<p>共通-110</p>	<p>各種災害における消防活動を円滑に行い、災害による被害を軽減することを目的とする。</p> <p>1 消防活動 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第25節 ボランティア活動支援計画</p> <p>(略)</p> <p>2 県の実施事項</p>	<p>各種災害における消防活動を円滑に行い、災害による被害を軽減することを目的とする。</p> <p>1 消防活動 (略) <u>消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第25節 ボランティア活動支援計画</p> <p>(略)</p> <p>2 県の実施事項</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>共通-112</p>	<p>(1) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携 県は、国及び市とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第27節 海上保安庁に対する支援要請計画</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携 県は、国及び市とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第27節 海上保安庁に対する支援要請計画</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）共通対策編 新旧対照表

<p>共通-115</p>	<p>1 支援要請の範囲 (略) (2) <u>巡視船</u>を活用した医療救護活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 (略)</p> <p>2 支援要請の依頼手続 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、海上保安庁へ支援要請を行うよう次の事項を明示した要請書により依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに要請書により知事に依頼する。また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の<u>巡視船艇</u>若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略)</p> <p>第 29 節 下水道災害応急対策計画 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、<u>可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。 (略)</p>	<p>1 支援要請の範囲 (略) (2) <u>船舶</u>を活用した医療救護活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 (略)</p> <p>2 支援要請の依頼手続 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、海上保安庁へ支援要請を行うよう次の事項を明示した要請書により依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに要請書により知事に依頼する。また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の<u>船艇</u>若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略)</p> <p>第 29 節 <u>上</u>下水道災害応急対策計画 <u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、災害の発生時において、公共<u>上</u>下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<u>上下水道等</u>施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、<u>上下水道一体となって施設</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。 (略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
---------------	---	---	---

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

現計画の頁	旧	新	
地震-1	<p>【地震対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>1 計画作成の目的</p> <p>(略)</p> <p>この計画は、大規模地震対策特別措置法に基づき、強化地域に指定及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による、推進地域に指定されたことにより、平常時に実施する防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された時に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、この計画は、大規模地震特別措置法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。</p>	<p>【地震対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>1 計画作成の目的</p> <p>(略)</p> <p>この計画は、大規模地震対策特別措置法に基づき、強化地域に指定及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による、推進地域に指定されたことにより、平時に実施する防災対策（以下「平時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された時に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、この計画は、大規模地震特別措置法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>参照条項の修正</p>
地震-2	<p>(略)</p> <p>3 計画の構成</p> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策</p> <p>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害</p>	<p>(略)</p> <p>3 計画の構成</p> <p>(略)</p> <p>第2章 平時対策</p> <p>平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
地震-17	<p>8 道路被害</p> <p>被害想定の基準による危険度</p> <p>市内の認定道路は 4,385 路線、実延長 1,142,534 メートル(令和7年3月31日現在)であるが、道路はすべての復旧に関係するので、優先してその確保に当たらなければならない。沼津市の地盤、地形からして道路の損壊箇所は市内各所にわたり、相当な被害が発生すると予想される他、新しく開発された盛土、山間部の山崩れ、がけ崩れの起こりやすい場所に造られた道路、また沿岸部に埋土により造られた道路は、特に損壊が著しく、陥没や崩落物により道路は寸断され、市街地では一般に渋滞、衝突、追突、歩道乗り上げ、出火、延焼等の被害に発展し、避難、救援活動等を阻害し、被害は拡大されるものと思われる。</p>	<p>8 道路被害</p> <p>被害想定の基準による危険度</p> <p>市内の認定道路は 4,410 路線、実延長 1,140,606 メートル(令和8年3月31日現在)であるが、道路はすべての復旧に関係するので、優先してその確保に当たらなければならない。沼津市の地盤、地形からして道路の損壊箇所は市内各所にわたり、相当な被害が発生すると予想される他、新しく開発された盛土、山間部の山崩れ、がけ崩れの起こりやすい場所に造られた道路、また沿岸部に埋土により造られた道路は、特に損壊が著しく、陥没や崩落物により道路は寸断され、市街地では一般に渋滞、衝突、追突、歩道乗り上げ、出火、延焼等の被害に発展し、避難、救援活動等を阻害し、被害は拡大されるものと思われる。</p>	<p>時点修正</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

	<p>9 橋梁被害 市内にある管理橋の総数は <u>701 橋</u> で、総延長は <u>8,005 メートル</u> あり、延長 100 メートルを超えるものが <u>5 橋</u> ある（令和 <u>7</u> 年 3 月 31 日現在）。</p> <p>これらの橋の中で、軟弱地盤にあるものは、下部構造である橋台、橋脚等の傾斜、滑動、沈下、倒壊、亀裂、伸縮継手の移動、裾破損等がおきるものと思われる。</p> <p>特に無筋コンクリート造、石造のものはその被害も相当なものと思われる。</p> <p>10 河川被害 沼津市内を流れる主な河川は、1 級河川 14、2 級河川 9、準用河川 29 の計 52 河川を数える。延長は、157,293 メートルに及ぶ（令和 <u>7</u> 年 3 月 31 日現在）。このほか、多数の普通河川が存在している。これらの河川の堤防、護岸の被害を想定するに、まず堤防の沈下、亀裂、陥没、崩壊等が考えられ更に護岸の崩壊等をも併せ考えると、相当な被害となり、また地震発生時が雨期と重なった場合は、洪水による被害も想定される。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>（略）</p> <p>6 指定地方行政機関</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>9 橋梁被害 市内にある管理橋の総数は <u>724 橋</u> で、総延長は <u>8,706 メートル</u> あり、延長 100 メートルを超えるものが <u>6 橋</u> ある（令和 <u>8</u> 年 3 月 31 日現在）。</p> <p>これらの橋の中で、軟弱地盤にあるものは、下部構造である橋台、橋脚等の傾斜、滑動、沈下、倒壊、亀裂、伸縮継手の移動、裾破損等がおきるものと思われる。</p> <p>特に無筋コンクリート造、石造のものはその被害も相当なものと思われる。</p> <p>10 河川被害 沼津市内を流れる主な河川は、1 級河川 14、2 級河川 9、準用河川 29 の計 52 河川を数える。延長は、157,293 メートルに及ぶ（令和 <u>8</u> 年 3 月 31 日現在）。このほか、多数の普通河川が存在している。これらの河川の堤防、護岸の被害を想定するに、まず堤防の沈下、亀裂、陥没、崩壊等が考えられ更に護岸の崩壊等をも併せ考えると、相当な被害となり、また地震発生時が雨期と重なった場合は、洪水による被害も想定される。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>（略）</p> <p>6 指定地方行政機関</p> <p>（略）</p> <p><u>（3）総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u></p> <p><u>① 被災者への生活支援情報の提供</u></p> <p><u>② 専用電話を備えた相談窓口の開設</u></p> <p><u>③ 特別行政相談所の開設</u></p> <p><u>（4）財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（5）厚生労働省東海北陸厚生局</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（6）厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（7）農林水産省関東農政局</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（8）農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</u></p> <p><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u></p> <p><u>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u></p> <p><u>② 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u></p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
<p>地震-22</p>	<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（3）総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u></p> <p><u>① 被災者への生活支援情報の提供</u></p> <p><u>② 専用電話を備えた相談窓口の開設</u></p> <p><u>③ 特別行政相談所の開設</u></p>	<p>指定地方行政機関の追加 令和 7 年 6 月 10 日付け内閣府告示第 97 号 （県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>地震-23</p>	<p><u>（3）財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（4）厚生労働省東海北陸厚生局</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（5）厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（6）農林水産省関東農政局</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（7）農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</u></p> <p><u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u></p>	<p><u>（4）財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（5）厚生労働省東海北陸厚生局</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（6）厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（7）農林水産省関東農政局</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（8）農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</u></p> <p><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u></p> <p><u>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u></p> <p><u>② 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u></p>	<p>農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

<p>地震-24</p>	<p>(8) 国土地理院中部地方測量部 (略)</p> <p>(9) 林野庁関東森林管理局 (略)</p> <p>(10) 経済産業省関東経済産業局 (略)</p> <p>(11) 経済産業省関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>(12) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所） (略)</p> <p>② 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>③ 静岡県</u>の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</p> <p><u>④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p> <p>(9) 国土地理院中部地方測量部 (略)</p> <p>(10) 林野庁関東森林管理局 (略)</p> <p>(11) 経済産業省関東経済産業局 (略)</p> <p>(12) 経済産業省関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>(13) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所） (略)</p>	
<p>地震-25</p>	<p>(略)</p> <p>(13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） (略)</p> <p>(14) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） (略)</p> <p>(15) 海上保安庁第三管区海上保安本部 (略)</p> <p>(16) 環境省関東地方環境事務所 (略)</p> <p>(17) 環境省中部地方環境事務所 (略)</p> <p>(18) 防衛省南関東防衛局 (略)</p> <p>7 指定公共機関 (略)</p>	<p>② 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u>、道路啓開を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） (略)</p> <p>(15) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） (略)</p> <p>(16) 海上保安庁第三管区海上保安本部 (略)</p> <p>(17) 環境省関東地方環境事務所 (略)</p> <p>(18) 環境省中部地方環境事務所 (略)</p> <p>(19) 防衛省南関東防衛局 (略)</p>	<p>道路啓開計画の策定主体を記載（道路法第二十二條の三）（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>地震-26</p>	<p>(7) <u>西日本電信電話</u>株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社</p> <p>① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保</p> <p>② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>③ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>	<p>7 指定公共機関 (略)</p> <p>(7) <u>NTT西日本</u>株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社</p> <p>① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保</p> <p>② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>③ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>	<p>社名変更に伴う修正</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

<p>地震-31</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、市民が地震に対する正確な知識と、的確な対応ができるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、自主防災組織の育成、防災訓練等について定める。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 地震防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関の計画</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 平時対策</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、市民が地震に対する正確な知識と、的確な対応ができるようにするため、平時に行う防災思想の普及、自主防災組織の育成、防災訓練等について定める。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 地震防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関の計画</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>地震-33</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社（沼津支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) NTT西日本株式会社（沼津支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）</p> <p>(略)</p>	<p>社名変更に伴う修正</p>
<p>地震-34</p>	<p>第5節 地震災害予防対策の推進</p> <p>1 計画の目的</p> <p>地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>地震による火災の発生、建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災者の生活を確保するための措置等、平常時の予防対策を定める。</p> <p>(略)</p> <p>5 建築物等の耐震対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、次の事項を実施して、耐震性の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 地震災害予防対策の推進</p> <p>1 計画の目的</p> <p>地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>地震による火災の発生、建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災者の生活を確保するための措置等、平時の予防対策を定める。</p> <p>(略)</p> <p>5 建築物等の耐震対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、次の事項を実施して、耐震性の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>地震-37</p>	<p>(略)</p> <p>④ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進</p> <p>プロジェクト「TOUKAIー0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>8 落下倒壊危険物対策</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>④ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進</p> <p>国・県の支援事業を活用し補助を実施することで、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>8 落下倒壊危険物対策</p> <p>(略)</p>	<p>県事業終了による修正</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

地震-39	<p>(1) 措置区分 (略)</p> <p>② 電力会社、<u>日本電信電話</u>株式会社が対処するもの (略)</p>	<p>(1) 措置区分 (略)</p> <p>② 電力会社、<u>通信会社</u>が対処するもの (略)</p>	<p>表記の修正</p>
地震-43	<p>9 危険予想地域における災害の予防 (略)</p>	<p>9 危険予想地域における災害の予防 (略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
地震-44	<p>(5) <u>平常時</u>に実施する災害予防措置</p> <p>① 避難誘導體制整備</p> <p>市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>10 被災者の救出活動対策</p> <p>建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速に行えるよう、<u>平常より</u>次の措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>12 生活の確保</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表され事前避難を実施した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、<u>平常時</u>から次の措置を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) <u>平時</u>に実施する災害予防措置</p> <p>① 避難誘導體制整備</p> <p>市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>10 被災者の救出活動対策</p> <p>建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速に行えるよう、<u>平時から</u>次の措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>12 生活の確保</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表され事前避難を実施した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、<u>平時</u>から次の措置を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
地震-49	<p>13 緊急輸送活動の体制の整備</p> <p>道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、道路管理者は<u>国が作成する</u>道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>13 緊急輸送活動の体制の整備</p> <p>道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、道路管理者は<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した</u>道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
地震-52	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第2節 地震防災施設整備方針</p> <p>5 防災上重要な建物の整備 (略)</p> <p>(6) 地域防災拠点施設の整備</p> <p>地域の防災活動を円滑に実施するため、また<u>平常時</u>には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第2節 地震防災施設整備方針</p> <p>5 防災上重要な建物の整備 (略)</p> <p>(6) 地域防災拠点施設の整備</p> <p>地域の防災活動を円滑に実施するため、また<u>平時</u>には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

地震-53	<p>第3節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>市は、東海地震等による災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災上緊急に整備する施設等について地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業を行うための計画を定める。</p> <p>なお、施設全体が未完成であっても、一部の完成によって相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。本計画の事業期間は、令和6年度までである。</p> <p>第4節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>市は、東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備する施設等について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業を実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を実施している。</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>(略)</p> <p>Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>(略)</p> <p>Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p>	<p>県知事の実施事項のため削除</p>
地震-56	<p>第4節 市のとるべき措置</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 市のとるべき措置</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する他<u>すぐに避難を行える態勢を維持する等</u>の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p>	<p>内閣府の資料を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
地震-58	<p>第3節 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が<u>平常時</u>に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>	<p>第3節 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が<u>平時</u>に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

	<p>第4節 避難対策等</p> <p>(略)</p> <p>市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第11節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>2 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保 (共通対策編 第3章 第7節「避難救出計画」に準ずる。)</p> <p>(略)</p> <p>第15節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 防災関係機関の対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 通信 (西日本電信電話株式会社及び株式会社N T T ドコモ東海支社)</p> <p>① 西日本電信電話株式会社</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 避難対策等</p> <p>(略)</p> <p>市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第11節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>2 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保 (共通対策編 第3章 第9節「食糧計画」及び第10節「医療、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)</p> <p>(略)</p> <p>第15節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 防災関係機関の対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 通信 (N T T 西日本株式会社及び株式会社N T T ドコモ東海支社)</p> <p>① N T T 西日本株式会社</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
地震-70	<p>(略)</p> <p>第16節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難</p>	<p>(略)</p> <p>第16節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対</p>	<p>参照箇所の適正化</p>
地震-74	<p>(略)</p> <p>② 株式会社N T T ドコモ東海支社</p> <p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸し出しに努める。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。</p>	<p>(略)</p> <p>② 株式会社N T T ドコモ東海支社</p> <p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸し出しに努める。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板を提供する。</p>	<p>社名変更に伴う修正</p>
地震-75	<p>(略)</p> <p>第16節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難</p>	<p>(略)</p> <p>第16節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対</p>	<p>サービス終了に伴う修正</p>
地震-76	<p>(略)</p> <p>第16節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難</p>	<p>(略)</p> <p>第16節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対</p>	<p>表現の適正化（県地域防</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

	<p>対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 防災関係機関の活動</p> <p>7 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 防災関係機関の活動</p> <p>7 防災関係機関</p> <p>(略)</p>	<p>災計画の修正に伴う修正)</p>
地震-80	<p><u>③ 農林水産省関東農政局</u></p> <p>(略)</p> <p><u>④ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</u> <u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u></p>	<p><u>③ 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u> <u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u></p> <p><u>④ 農林水産省関東農政局</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑤ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</u> <u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p>	<p>指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号(県地域防災計画の修正に伴う修正)</p> <p>農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
地震-81	<p><u>⑤ 国土地理院中部地方測量部</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑥ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑦ 海上保安庁第三管区海上保安本部</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑧ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑨ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑩ 林野庁関東森林管理局</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>⑥ 国土地理院中部地方測量部</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑦ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑧ 海上保安庁第三管区海上保安本部</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑨ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑩ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑪ 林野庁関東森林管理局</u></p> <p>(略)</p>	

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

<p>地震-82</p>	<p>⑪ 経済産業省関東経済産業局 (略)</p> <p>⑫ 経済産業省関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>⑬ 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所） (略)</p> <p>⑭ 厚生労働省東海北陸厚生局 (略)</p> <p>⑮ 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署） (略)</p> <p>⑯ 環境省関東地方環境事務所 (略)</p> <p>⑰ 環境省中部地方環境事務所 (略)</p> <p>⑱ 防衛省南関東防衛局 (略)</p> <p>(2) 指定公共機関</p> <p>① 日本郵便株式会社東海支社 (略)</p> <p>オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、<u>平常時</u>においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</p> <p>(略)</p> <p>④ <u>西日本電信電話</u>株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社 (略)</p> <p>第7節 復旧事業の推進</p> <p>(略)</p>	<p>⑫ 経済産業省関東経済産業局 (略)</p> <p>⑬ 経済産業省関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>⑭ 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所） (略)</p> <p>⑮ 厚生労働省東海北陸厚生局 (略)</p> <p>⑯ 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署） (略)</p> <p>⑰ 環境省関東地方環境事務所 (略)</p> <p>⑱ 環境省中部地方環境事務所 (略)</p> <p>⑲ 防衛省南関東防衛局 (略)</p> <p>(2) 指定公共機関</p> <p>① 日本郵便株式会社東海支社 (略)</p> <p>オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、<u>平時</u>においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</p> <p>(略)</p> <p>④ <u>NTT西日本</u>株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社 (略)</p> <p>第7節 復旧事業の推進</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>社名変更に伴う修正</p>
<p>地震-87</p>	<p>3 基盤施設の復旧 (略)</p> <p>(3) 地籍調査の実施</p> <p><u>平常時より</u>、地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</p> <p>第2節 防災関係機関の活動</p>	<p>3 基盤施設の復旧 (略)</p> <p>(3) 地籍調査の実施</p> <p><u>平時から</u>、地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</p> <p>第2節 防災関係機関の活動</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

地震-98	<p>(略)</p> <p>2 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災関係機関</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>(略)</p> <p>② 応急対策の内容</p> <p>(略)</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>防災関係機関は、地震防災応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>① 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>立</u> 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）</p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> 厚生労働省東海北陸厚生局</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> 農林水産省関東農政局</p> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</p> <p><u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災関係機関</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>(略)</p> <p>② 応急対策の内容</p> <p>(略)</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>防災関係機関は、地震防災応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>① 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備</u></p> <p><u>エ</u> 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> 厚生労働省東海北陸厚生局</p> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> 農林水産省関東農政局</p> <p>(略)</p> <p><u>キ</u> 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</p> <p><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u></p> <p><u>(イ) 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u></p> <p><u>(ウ) 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u></p> <p><u>(エ) その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p>	<p>指定地方行政機関の追加</p> <p>令和7年6月10日付け内閣府告示第97号(県地域防災計画の修正に伴う修正)</p>
地震-99	<p>(略)</p> <p><u>キ</u> 国土地理院中部地方測量部</p> <p>(略)</p> <p><u>ク</u> 林野庁関東森林管理局</p> <p>(略)</p> <p><u>ケ</u> 経済産業省関東経済産業局</p> <p>(略)</p> <p><u>コ</u> 経済産業省関東東北産業保安監督部</p>	<p>(略)</p> <p><u>ク</u> 国土地理院中部地方測量部</p> <p>(略)</p> <p><u>ク</u> 林野庁関東森林管理局</p> <p>(略)</p> <p><u>コ</u> 経済産業省関東経済産業局</p> <p>(略)</p> <p><u>サ</u> 経済産業省関東東北産業保安監督部</p>	<p>農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

<p>地震-100</p>	<p>(略)</p> <p>サ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）</p> <p>(略)</p> <p>シ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>(略)</p> <p>ス 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>(略)</p> <p>セ 海上保安庁第三管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> <p>② 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>キ 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>シ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）</p> <p>(略)</p> <p>ス 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>(略)</p> <p>セ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>(略)</p> <p>ソ 海上保安庁第三管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> <p>② 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>キ NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社</p> <p>(略)</p>	<p>社名変更に伴う修正</p>
<p>地震-114</p>	<p>第10節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>6 避難地配備職員の活動</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難地における職員の行動基準</p> <p>① 避難した住民を自主防災組織単位でまとめ、避難地内に待機させる。 (状況により社会的弱者その他を建物内に収容する場合もある。)</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>6 避難地配備職員の活動</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難地における職員の行動基準</p> <p>① 避難した住民を自主防災組織単位でまとめ、避難地内に待機させる。 (状況により要配慮者その他を建物内に収容する場合もある。)</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>地震-116</p>	<p>第12節 交通の確保活動</p> <p>(略)</p> <p>2 陸上交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 交通規制計画</p> <p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認等</p> <p>緊急通行車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。</p> <p>確認手続きの効率化・簡素化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両についてはは、事前に必要事項の届出を行う。</p> <p>これらの届出等及び確認等の手続きについては、別に定める。</p> <p>第14節 市有施設設備等の防災措置</p>	<p>第12節 交通の確保活動</p> <p>(略)</p> <p>2 陸上交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 交通規制計画</p> <p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認等</p> <p>緊急通行車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。</p> <p>確認手続きの効率化・簡素化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については申出する。</p> <p>これらの申出等及び確認等の手続きについては、別に定める。</p> <p>第14節 市有施設設備等の防災措置</p>	<p>災害対策基本法施行令等の一部改正による修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

地震-121	<p>(略)</p> <p>3 公共施設等</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p>	<p>(略)</p> <p>3 公共施設等</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p>	
地震-122	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>【警戒宣言発令時】</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 水道用水供給施設及び工業用水道施設</p> <p><u>警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応に統一</p>
地震-123	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 15 節 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保の措置</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 水道用水供給施設及び工業用水道施設</p> <p><u>溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応に統一</p>
地震-125	<p>(略)</p> <p>2 防災関係機関の計画</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>(略)</p> <p>(4) 通信（<u>西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ東海支社</u>）</p> <p>① <u>あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため必要に応じ、一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色、及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 防災関係機関の計画</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>(略)</p> <p>(4) 通信（<u>NTT西日本株式会社・株式会社NTTドコモ東海支社</u>）</p> <p>① <u>平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。</u></p>	<p>社名変更による修正</p> <p>県地域防災計画に做った内容に修正</p>
地震-125	<p>(略)</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(略)</p> <p>(4) 通信（<u>西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ東海支社</u>）</p> <p>① あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため必要に応じ、一般通話を制限するが、この場合においても、<u>西日本電信電話株式会社</u>の緑色、及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 <u>及び災害用音声お届け</u>の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(略)</p> <p>(4) 通信（<u>NTT西日本株式会社・株式会社NTTドコモ東海支社</u>）</p> <p>① あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため必要に応じ、一般通話を制限するが、この場合においても、<u>NTT西日本株式会社</u>の緑色、及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</p>	<p>社名変更による修正</p> <p>社名変更による修正</p>
地震-126	<p>(略)</p> <p>(6) 市中金融</p> <p>① 金融機関の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発令された場合は、次による。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分に配慮した上で、<u>予め</u>定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(6) 市中金融</p> <p>① 金融機関の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発令された場合は、次による。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分に配慮した上で、<u>あらかじめ</u>定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）地震対策編 新旧対照表

地震-127	<p>イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、<u>予め</u>定めた店舗において営業の継続等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>② 旅客等に対する対応</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、<u>予め</u>定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。</p> <p>(略)</p> <p>第16節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策</p> <p>(略)</p>	<p>イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、<u>あらかじめ</u>定めた店舗において営業の継続等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>② 旅客等に対する対応</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、<u>あらかじめ</u>定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。</p> <p>(略)</p> <p>第16節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p>
地震-128	<p>2 計画の内容</p> <p><各施設・事業所の計画において定める個別事項></p> <p>(5) 学校・保育所・認定こども園</p> <p>(略)</p>	<p>2 計画の内容</p> <p><各施設・事業所の計画において定める個別事項></p> <p>(5) 学校・保育所・認定こども園</p> <p>(略)</p>	
地震-131	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。</p>	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校等への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。</p>	<p>表現の適正化</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）津波対策編 新旧対照表

現計画の頁	旧	新	
津波-1	<p>【津波対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する「沼津市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、大規模地震特別措置法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。</p> <p>(略)</p> <p>・第2章 平常時対策 (防災思想の普及、自主防災活動、防災訓練の実施、津波災害予防対策の推進)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p>【津波対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する「沼津市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、大規模地震特別措置法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。</p> <p>(略)</p> <p>・第2章 平時対策 (防災思想の普及、自主防災活動、防災訓練の実施、津波災害予防対策の推進)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p>参照条項の修正</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
津波-2	<p>4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</p> <p>① 被災者への生活支援情報の提供</p> <p>② 専用電話を備えた相談窓口の開設</p> <p>③ 特別行政相談所の開設</p>	<p>指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号 (県地域防災計画の修正に伴う修正)</p>
津波-3	<p>(3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所） (略)</p> <p>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局 (略)</p> <p>(5) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署） (略)</p> <p>(6) 農林水産省関東農政局 (略)</p> <p>(7) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>	<p>(4) 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所） (略)</p> <p>(5) 厚生労働省東海北陸厚生局 (略)</p> <p>(6) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署） (略)</p> <p>(7) 農林水産省関東農政局 (略)</p> <p>(8) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</p> <p>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</p> <p>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局</p>	<p>農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）津波対策編 新旧対照表

	<p>(8) 国土地理院中部地方測量部 (略)</p> <p>(9) 林野庁関東森林管理局 (略)</p> <p>(10) 経済産業省関東経済産業局 (略)</p> <p>(11) 経済産業省関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>(12) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所） (略)</p> <p>② 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） (略)</p> <p>(14) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） (略)</p>	<p><u>への報告</u></p> <p>② <u>応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u></p> <p>③ <u>静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u></p> <p>④ <u>その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p> <p>(9) 国土地理院中部地方測量部 (略)</p> <p>(10) 林野庁関東森林管理局 (略)</p> <p>(11) 経済産業省関東経済産業局 (略)</p> <p>(12) 経済産業省関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>(13) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所） (略)</p> <p>② 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u>、道路啓開を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） (略)</p> <p>(15) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） (略)</p>	
津波-4	<p>(略)</p> <p>(15) 海上保安庁第三管区海上保安本部 (略)</p> <p>(16) 環境省関東地方環境事務所 (略)</p> <p>(17) 環境省中部地方環境事務所 (略)</p> <p>(18) 防衛省南関東防衛局 (略)</p> <p>5 指定公共機関 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(16) 海上保安庁第三管区海上保安本部 (略)</p> <p>(17) 環境省関東地方環境事務所 (略)</p> <p>(18) 環境省中部地方環境事務所 (略)</p> <p>(19) 防衛省南関東防衛局 (略)</p> <p>5 指定公共機関 (略)</p>	道路啓開計画の策定主体を記載（道路法第二十二條の三）（県地域防災計画の修正に伴う修正）
津波-5	<p>(略)</p> <p>(7) <u>西日本電信電話</u>株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社</p>	<p>(略)</p> <p>(7) <u>NTT西日本</u>株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社</p>	社名変更による修正

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）津波対策編 新旧対照表

<p>津波-12</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導體制整備</p> <p>① 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時より</u>これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>② 市は、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p>イ 津波からの避難誘導</p> <p>ウ 自主防災組織等の津波避難計画書作成等に対する支援</p> <p>エ 津波到達予想<u>時間</u>等を考慮した退避ルールの確立 等</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 平時対策</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>2 平時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導體制整備</p> <p>① 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時から</u>これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>② 市は、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p>イ 津波からの避難誘導</p> <p>ウ 自主防災組織等の津波避難計画書作成等に対する支援</p> <p>エ 津波到達予想<u>時刻</u>等を考慮した退避ルールの確立 等</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化</p>
<p>津波-13</p>	<p>(略)</p> <p>3 津波に強いまちづくり</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 津波に強いまちづくり</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>津波-14</p>	<p>(8) 津波災害警戒区域の指定に伴う実施事項</p> <p>① 市は、地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。</p> <p>ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の<u>発令</u>及び伝達に関する事項</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(8) 津波災害警戒区域の指定に伴う実施事項</p> <p>① 市は、地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。</p> <p>ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の<u>発表</u>及び伝達に関する事項</p> <p>(略)</p> <p><u>(9) 市は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>津波-15</p>	<p>(略)</p> <p>4 津波避難施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>4 津波避難施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）津波対策編 新旧対照表

<p>津波-22</p>	<p>(略)</p> <p>② 施設の質的強化 津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗<u>屈</u>されにくい構造）への改良を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第6節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難対策</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>② 施設の質的強化 津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗<u>堀</u>されにくい構造）への改良を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第6節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難対策</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>津波-23</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 津波からの避難対策</p> <p>(略)</p> <p>① 市が実施する自衛措置</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 津波からの避難対策</p> <p>(略)</p> <p>① 市が実施する自衛措置</p> <p>(略)</p>	
<p>津波-24</p>	<p>エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 遠地津波が発生した場合 気象庁から発表される津波到達予想<u>時間</u>・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視など必要な措置をとる。 津波注意報又は津波警報が<u>発令</u>された場合には、上記の必要な措置をとる。</p> <p>(略)</p>	<p>エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 遠地津波が発生した場合 気象庁から発表される津波到達予想<u>時刻</u>・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視など必要な措置をとる。 津波注意報又は津波警報が<u>発表</u>された場合には、上記の必要な措置をとる。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
<p>津波-26</p>	<p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(略)</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難所ごとに<u>予め</u>定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(略)</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難所ごとに<u>あらかじめ</u>定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）風水害対策編 新旧対照表

現計画の頁	旧	新	
風水害- 2	<p>【風水害対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>2 高潮・高波</p> <p>駿河湾に面し長い海岸線を持っているため、台風や低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい。このため防潮堤のない地域は災害が予想される。季節的には8月から10月下旬にかけ台風による高潮・高波、11月下旬から3月にかけ西風による高波が発生することがある。</p> <p>3 土砂災害</p> <p>市内では、土砂災害警戒区域が380箇所、土砂災害特別警戒区域が311箇所（いずれも令和7年3月31日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。なお、土砂災害防止法改正に伴い、本計画に定めることとされた事項については、資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」による。</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p>	<p>【風水害対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>2 高潮・高波</p> <p>駿河湾に面し長い海岸線を持っているため、台風や低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい。このため防潮堤のない地域は災害が予想される。季節的には8月から10月下旬にかけ台風による高潮・高波、11月下旬から3月にかけ西風による高波が発生することがある。</p> <p>3 土砂災害</p> <p>市内では、土砂災害警戒区域が380箇所、土砂災害特別警戒区域が311箇所（いずれも令和8年3月31日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。なお、土砂災害防止法改正に伴い、本計画に定めることとされた事項については、資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」による。</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>
風水害- 3	<p>市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、特に危険が高いとされる地区においては、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することを踏まえ、特に危険が高いとされる地区においては、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
風水害- 4	<p>3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>(1) 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪</p>	<p>3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>(1) 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法 (水防法第15条第1項第1号)、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨</p>	<p>誤認がないよう法律追記（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

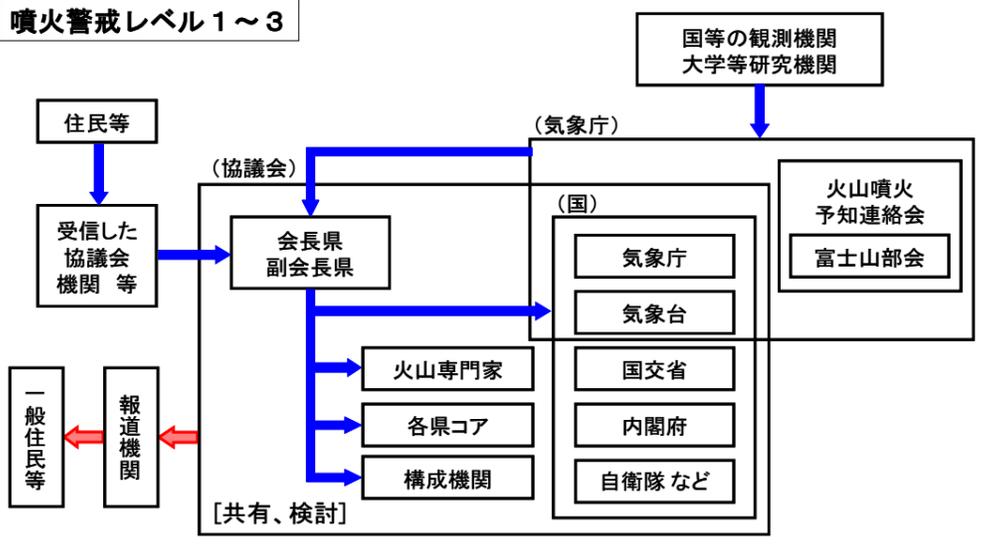
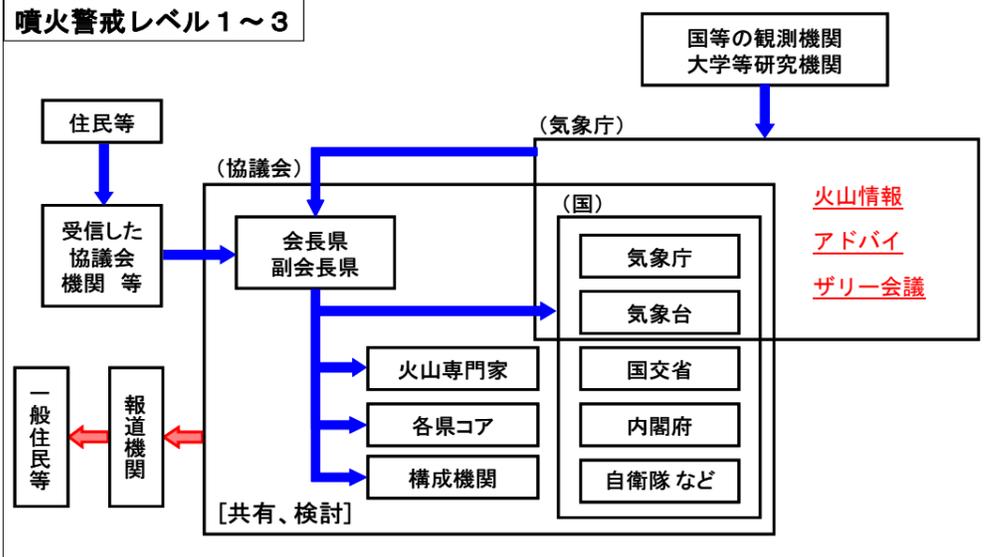
沼津市地域防災計画（令和8年3月版）風水害対策編 新旧対照表

<p>風水害- 6</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 道路・橋りょう災害防除計画</p>	<p>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 道路・橋りょう災害防除計画</p>	<p>表記の修正</p>
<p>風水害- 9</p>	<p>(略)</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p>	<p>(略)</p> <p>第6節 土砂災害防除計画</p>	
<p>風水害- 9</p>	<p>(略)</p> <p>第6節 倒木被害防除計画</p>	<p>(略)</p> <p>第7節 倒木被害防除計画</p>	
<p>風水害- 9</p>	<p>(略)</p> <p>第7節 盛土災害防除計画</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 盛土災害防除計画</p>	
<p>風水害- 10</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 避難情報の事前準備計画</p>	<p>(略)</p> <p>第9節 避難情報の事前準備計画</p>	
<p>風水害- 10</p>	<p>(略)</p> <p>第9節 避難誘導體制の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、<u>平常時より</u>、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、<u>避難支援計画の策定等</u>の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>第10節 避難誘導體制の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、<u>平時から</u>、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>、避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>風水害- 10</p>	<p>(略)</p> <p>第9節 避難誘導體制の整備計画</p>	<p>(略)</p> <p>第10節 避難誘導體制の整備計画</p>	
<p>風水害- 11</p>	<p>(略)</p> <p>第10節 防災知識の普及計画</p>	<p>(略)</p> <p>第11節 防災知識の普及計画</p>	<p>表記の修正</p>
<p>風水害- 11</p>	<p>(略)</p> <p>第11節 自主防災活動</p>	<p>(略)</p> <p>第12節 自主防災活動</p>	

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）火山災害対策編 新旧対照表

現計画の頁	旧	新																					
火山-1	<p>【火山災害対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の構成</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p> <p>（情報連絡体制の整備、市避難計画の策定、市が定める避難場所、避難所、避難経路、避難促進施設、予防教育及び研修・訓練の実施）</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市は、国、県、その他地方公共団体、公共機関、専門家等と連携して、協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。</p>	<p>【火山災害対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の構成</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平時対策）</p> <p>（情報連絡体制の整備、市避難計画の策定、市が定める避難場所、避難所、避難経路、避難促進施設、予防教育及び研修・訓練の実施）</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市は、国、県、その他地方公共団体、公共機関、専門家等と連携して、協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平時からの共同検討体制を構築する。</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>																				
火山-2	<p>1 関係する機関と実施すべき事項（平常時）</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p>	<p>1 関係する機関と実施すべき事項（平時）</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平時対策）</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>																				
火山-15	<p>第1節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 異常現象の通報体制</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="278 1465 1403 1873"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異常現象発見者</td> <td>異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市町又は警察官に通報する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>警察官は、住民等から火山活動現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報する。</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>知事は、富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	具体的な内容	異常現象発見者	異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、 直ちに 最寄り富士山周辺市町又は警察官に通報する。	警察官	警察官は、住民等から火山活動現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報する。	市長	市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。	知事	知事は、富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡	<p>第1節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 異常現象の通報体制</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1433 1465 2558 1873"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異常現象発見者</td> <td>異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、速やかに最寄りの富士山周辺市町又は警察官に通報する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>警察官は、住民等から火山活動現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報する。</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>知事は、富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	具体的な内容	異常現象発見者	異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、 速やかに 最寄り の 富士山周辺市町又は警察官に通報する。	警察官	警察官は、住民等から火山活動現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報する。	市長	市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。	知事	知事は、富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡	<p>表現の適正化</p>
実施者	具体的な内容																						
異常現象発見者	異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、 直ちに 最寄り富士山周辺市町又は警察官に通報する。																						
警察官	警察官は、住民等から火山活動現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報する。																						
市長	市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。																						
知事	知事は、富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡																						
実施者	具体的な内容																						
異常現象発見者	異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、 速やかに 最寄り の 富士山周辺市町又は警察官に通報する。																						
警察官	警察官は、住民等から火山活動現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報する。																						
市長	市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。																						
知事	知事は、富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡																						

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）火山災害対策編 新旧対照表

	<p>地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。</p>	<p>地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。</p>	
<p>火山-16</p>	<p>(略) 2 協議会内の情報伝達体制 (略)</p>	<p>(略) 2 協議会内の情報伝達体制 (略)</p>	
	<p>噴火警戒レベル1～3</p>  <p>国等の観測機関 大学等研究機関</p> <p>(気象庁)</p> <p>(協議会) 会長 副会長 県</p> <p>住民等</p> <p>受信した協議会機関等</p> <p>火山噴火予知連絡会 富士山部会</p> <p>火山専門家</p> <p>国交省</p> <p>各県コア</p> <p>構成機関</p> <p>(国)</p> <p>気象庁</p> <p>気象台</p> <p>内閣府</p> <p>自衛隊など</p> <p>報道機関</p> <p>一般住民等</p> <p>[共有、検討]</p>	<p>噴火警戒レベル1～3</p>  <p>国等の観測機関 大学等研究機関</p> <p>(気象庁)</p> <p>(協議会) 会長 副会長 県</p> <p>住民等</p> <p>受信した協議会機関等</p> <p>火山噴火予知連絡会 富士山部会</p> <p>火山情報 アドバイ ザリー会議</p> <p>火山専門家</p> <p>国交省</p> <p>各県コア</p> <p>構成機関</p> <p>(国)</p> <p>気象庁</p> <p>気象台</p> <p>内閣府</p> <p>自衛隊など</p> <p>報道機関</p> <p>一般住民等</p> <p>[共有、検討]</p>	<p>「火山噴火予知連絡会」の終了（令和6年11月）に伴う修正（県地域防災計画の修正による修正）</p>
<p>火山-21</p>	<p>(略) 第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達 1 噴火警報・噴火予報の伝達(気象庁→県→市) (略) □ (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先</p>	<p>(略) 第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達 1 噴火警報・噴火予報の伝達(気象庁→県→市) (略) □ (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先</p>	
<p>火山-22</p>	<p>(略) 第2節 避難指示等 (略) 4 一般住民の段階的な避難 (略)</p>	<p>(略) 第2節 避難指示等 (略) 4 一般住民の段階的な避難 (略)</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>火山-24</p>	<p>(3) 噴火開始直後における溶岩流からの避難 噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、ある程度幅広な範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」（資料編「17 火山災害対策編関係</p>	<p>(3) 噴火開始直後における溶岩流からの避難 噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、ある程度幅広な範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」（資料編「17 火山災害対策編関係</p>	

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）火山災害対策編 新旧対照表

<p>火山-34</p>	<p>第7節 広域避難路の降灰等</p> <p>1 除灰等に係る対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 除灰作業用資機材の確保</p> <p>大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。</p>	<p>第7節 広域避難路の降灰等</p> <p>1 除灰等に係る対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 除灰作業用資機材の確保</p> <p>大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
<p>火山-35</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 火山灰の処分</p> <p>一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。</p> <p>平常時において、県及び市は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 火山灰の処分</p> <p>一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。</p> <p>平時において、県及び市は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）大火災対策編 新旧対照表

現計画の頁	旧	新	
大火災-3	<p>【大火災対策編】</p> <p>(略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>4 市及び周辺地域の気象条件</p> <p>(1) 市</p> <p>① 気象統計は、平均気温 <u>18.2度</u>、降水量 <u>2,115.0mm</u>となる。(沼津南消防署における令和6年1～12月の観測値)</p> <p>(略)</p>	<p>【大火災対策編】</p> <p>(略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>4 市及び周辺地域の気象条件</p> <p>(1) 市</p> <p>① 気象統計は、平均気温 <u>17.7度</u>、降水量 <u>1,276.5mm</u>となる。(沼津南消防署における令和7年1～12月の観測値)</p> <p>(略)</p>	時点修正
大火災-5	<p>第2章 火災予防計画</p> <p>第2節 消防体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2章 火災予防計画</p> <p>第2節 消防体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>7 通信手段の確保</u></p> <p><u>県又は市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。</u></p> <p>(略)</p>	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
大火災-6	<p>第4節 林野火災対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>予防施設の整備</u></p> <p>関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4節 林野火災対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>事前の準備</u></p> <p><u>(1) 市は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。</u></p> <p><u>(2) 気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする市は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p>	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）
大火災-7	<p>6 防災知識の普及啓発</p> <p>市は、静岡県山火事予防運動<u>期間中</u>ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による<u>広報活動</u>や市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼び</p>	<p>6 防災知識の普及啓発</p> <p><u>(1) 市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、静岡県山火事予防運動等の機会や、ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、SNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行う</u></p>	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）大火災対策編 新旧対照表

<p>かけ、自主的な運動参加を推進する。</p> <p>その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動</p> <p>1 消防活動体制</p> <p>市は、その地域に係る大規模火災及び林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。</p>	<p><u>とともに、山火事予防運動期間中、</u>広報活動や市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</p> <p>その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</p> <p><u>(2) 市は、県の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。</u></p> <p>7 警戒の強化</p> <p><u>(1) 市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p><u>(2) 市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>8 消火活動関係</p> <p><u>(1) 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県又は市は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。</u></p> <p><u>(3) 市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。</u></p> <p><u>(4) 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 市は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動</p> <p>1 消防活動体制</p> <p><u>(1) 市は、その地域に係る大規模火災及び林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものと</u></p>	<p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
--	---	---

大火災-9

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）大火災対策編 新旧対照表

<p>大火災-9</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 広域協力活動体制</p> <p>市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</p> <p><u>(1)</u> その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合</p> <p><u>(2)</u> 消防本部の消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合</p> <p><u>(3)</u> その災害を防御するため、他の市町等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 大規模林野火災対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)</u> 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼拡大危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、知事に県防災ヘリコプター等による空中消火活動、その他の必要な活動支援を要請することができる。</p> <p><u>(2)</u> 県防災ヘリコプター等による空中消火活動等が実施される場合は、消防機関があらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>する。</p> <p><u>(2)</u> 消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</p> <p><u>(3)</u> 消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。また、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行い、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</p> <p><u>(4)</u> 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</p> <p>2 広域協力活動体制</p> <p><u>(1)</u> 市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</p> <p><u>ア</u> その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合</p> <p><u>イ</u> 消防本部の消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合</p> <p><u>ウ</u> その災害を防御するため、他の市町等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要とする場合</p> <p><u>(2)</u> 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。</p> <p><u>(3)</u> 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</p> <p>3 大規模林野火災対策</p> <p><u>(1)</u> 市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</p> <p><u>(2)</u> 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼拡大危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、知事に県防災ヘリコプター等による空中消火活動、その他の必要な活動支援を要請することができる。</p> <p><u>(3)</u> 県防災ヘリコプター等による空中消火活動等が実施される場合は、消防機関があらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。</p> <p><u>(4)</u> 林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、市町は、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p> <p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>
--------------	---	---	---

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）大爆発対策編 新旧対照表（案）

現計画の頁	旧	新	
大爆発-8	<p>【大爆発対策編】</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>（略）</p> <p>第3節 ガス災害応急対策計画</p> <p>（略）</p> <p>1 保安対策</p> <p>（略）</p> <p>（2）運営</p> <p><u>平常時</u>におけるガスの安全対策、異常時における緊急措置、その他ガスの保安対策上必要な事項の協議については沼津市ガス保安対策連絡会議設置要領の定めるところによる。</p>	<p>【大爆発対策編】</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>（略）</p> <p>第3節 ガス災害応急対策計画</p> <p>（略）</p> <p>1 保安対策</p> <p>（略）</p> <p>（2）運営</p> <p><u>平時</u>におけるガスの安全対策、異常時における緊急措置、その他ガスの保安対策上必要な事項の協議については沼津市ガス保安対策連絡会議設置要領の定めるところによる。</p>	<p>表現の適正化（県地域防災計画の修正に伴う修正）</p>

沼津市地域防災計画（令和8年3月版）大規模事故等対策編 新旧対照表

現計画の頁	旧	新																																					
大規模-1	<p>【大規模事故等対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される事故と地域</p> <p>1 道路事故</p> <p>(1) 市内の道路状況 (令和7年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="320 615 1080 884"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>17,397</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>3</td> <td>29,050</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>23</td> <td>128,025</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>4,385</td> <td>1,142,534</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,413</td> <td>1,317,006</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市内の交通事故件数等 令和6年中に市内で発生した人身交通事故は868件、死者数は4人で、前年に比べ交通事故件数、死者数、<u>負傷者数</u>はいずれも減少した。</p> <p>(略)</p>	道路の種類	路線数	実延長(m)	高速自動車国道	2	17,397	一般国道	3	29,050	県道	23	128,025	市道	4,385	1,142,534	合計	4,413	1,317,006	<p>【大規模事故等対策編】</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される事故と地域</p> <p>1 道路事故</p> <p>(1) 市内の道路状況 (令和8年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1472 615 2231 884"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>17,397</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>3</td> <td>29,050</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>23</td> <td>128,025</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>4,410</td> <td>1,140,606</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,438</td> <td>1,315,078</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市内の交通事故件数等 令和7年中に市内で発生した人身交通事故は778件、死者数は1人で、前年に比べ交通事故件数、死者数はいずれも減少した。</p> <p>(略)</p>	道路の種類	路線数	実延長(m)	高速自動車国道	2	17,397	一般国道	3	29,050	県道	23	128,025	市道	4,410	1,140,606	合計	4,438	1,315,078	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
道路の種類	路線数	実延長(m)																																					
高速自動車国道	2	17,397																																					
一般国道	3	29,050																																					
県道	23	128,025																																					
市道	4,385	1,142,534																																					
合計	4,413	1,317,006																																					
道路の種類	路線数	実延長(m)																																					
高速自動車国道	2	17,397																																					
一般国道	3	29,050																																					
県道	23	128,025																																					
市道	4,410	1,140,606																																					
合計	4,438	1,315,078																																					